

日本の都市計画法の分権改革に関する研究

KONISHI, Masaki / 小西, 真樹

(発行年 / Year)

2022-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675乙第252号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2022-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(公共政策学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025240>

法政大学審査学位論文の要約

日本の都市計画法の
分権改革に関する研究

小西 真樹

第1章 序論

本研究の対象とするのは、日本の都市計画の分権改革についてである。工学を基礎とする都市計画学において分権改革というテーマはほとんど着目されてこなかったという自身の経験から、都市計画の分権改革に着目した。地方分権改革というテーマは、これまで主に行政学の分野の専門家、研究者により主導されてきたが、各個別政策分野に関する分権改革の研究は、個別学問分野の研究者に委ねられがちである。そこで本論文は、各個別政策分野のうちの都市計画法の分権改革を研究対象とするものである。

都市計画の分権改革について、個別学問分野としての都市計画学の中でこれまでどのように扱われてきたか。渡辺・有田は、都市計画への研究アプローチを、「都市計画「技術」」と「都市計画を取り巻き支える社会的システム」の二つに分けて表現している。そのうち「都市計画を取り巻き支える社会的システム」は、工学系都市計画学においては研究の関心の中心とはなにくく、一方で社会科学系分野の研究者により研究対象としているものが見られる。都市計画の分権改革というテーマは、都市計画を支える社会的システム研究の1テーマであるが、とりわけその歴史については、都市計画学分野においても、また行政学分野においても、これまでに十分な学術的検討が行われていないといえることができる。

上記の状況認識を確認するため、都市計画の分権改革に関する既往研究のレビューを行った。国立研究開発法人科学技術振興機構の論文データベースJ-STAGE及び国立情報学研究所の論文データベースCiNiiを用いて、「都市計画」「分権」のキーワード検索による既往研究を検索したところ、現行の都市計画法の分権改革の歴史を調査、分析の対象とした論文は、著者の既往論文以外に見出されなかった。

以上から（1）新都市計画法以降の分権改革に関し、通史的に整理されているものは見られない。（2）これまでの都市計画の分権改革に関し、総括的な評価がなされていると言いがたい。（3）都市計画の分権改革の成果を総括すべき時期に来ている。の3点の現状認識を指摘した。

そして、現状認識をふまえ、本論文の研究課題として、（1）現在までの都市計画法の分権改革の成果とは何であったか（2）現在までの都市計画法の分権改革はなぜ実現されてきたか の2点を設定した。

第2章 都市計画法の分権改革の到達点

本章では、第一の研究課題である、都市計画法の分権改革の成果について整理した。

現在の都市計画法（新都市計画法）の、成立から現在までの分権改革の項目は、大きく（1）都市計画の決定権限の移譲（2）個別の都市計画決定に対する広域行政主体の関与の縮減化（3）大都市自治体に対する許可権限の移譲（4）法令上の裁量の拡大、の4項目にまとめることができる。以下、上記項目ごとにこれまでの分権改革の成果を整理した。

「2-2 都市計画の決定権限の移譲」では、都市計画の決定権限の移譲の内容及び経過をまとめた。都市計画決定権限の移譲の成果は、「都道府県から市町村への権限移譲」及び「都道府県から政令指定都市への権限移譲」の2つに分けられ、それぞれ詳細にまとめた。

「2-3 都市計画決定に対する広域行政主体の関与の縮減化」では、広域行政主体の関与の縮減化の内容及び経過をまとめた。広域行政主体の関与の縮減化の成果としては、「都道府県に対する国の関与の縮減化」及び「市町村に対する都道府県の関与の縮減化」に大別され、それぞれ詳細にまとめた。

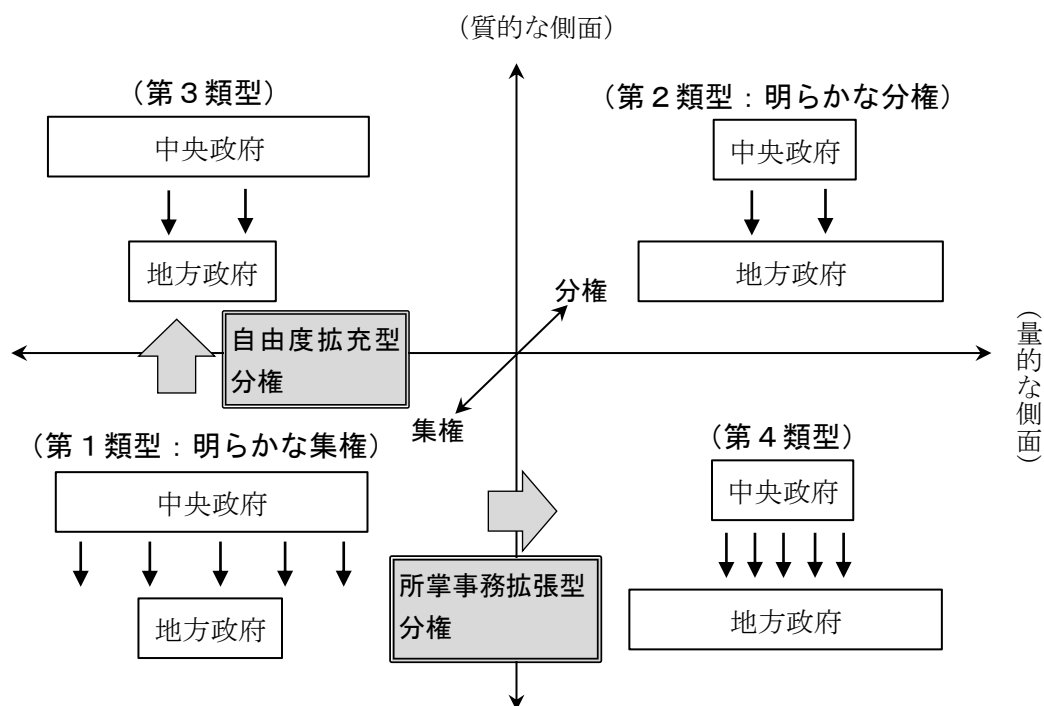
「2-4 大都市自治体に対する許可権限の移譲」では、大都市自治体に対する各種許可権限の移譲の内容及び経過をまとめた。都道府県から政令指定都市、中核市、特例市、さら

に都道府県から一般市への権限移譲について、それぞれ詳細にまとめた。また、開発許可事務の機関委任制度の見直しによる権限移譲についても取り上げた。

「2-5 法令上の裁量の拡大」では、法令上の自治体の裁量を拡大するような分権改革の内容として、「機関委任事務の廃止」「法令による義務付け・枠付けの緩和」「条例委任の拡大」についてそれぞれ詳細にまとめた。

そして、これまで項目ごとにまとめてきた都市計画法の分権改革の成果から、新都市計画法制定から現在までの分権改革の時期を、その特徴ごとに「新都市計画法制定の時期」「新都市計画法成立後第一次分権改革までの間の時期」「第一次分権改革の時期」「第二次分権改革の時期」「第二次分権改革以降現在までの時期」の5つに区分した。そして、上記のそれぞれの時期に、どのような改革が進められたかを整理することとした。

ここでまず、分権—集権に関する先行理論を元に、分権改革の成果を整理するための切り口を提示した。分権—集権に関する先行理論を整理する中で、分権、集権に2つの側面があることを指摘し、これを「自由度拡充型分権」及び「所掌事務拡張型分権」と称し、分権の二面性を表した。そしてこの2つの側面を元に、集権・分権の4類型を設定した。



図：集権・分権の4類型

国—地方関係について北山は、これまでの分権改革を経ても、日本は明らかな分権の類型ではなく、所掌事務拡張・自由度非拡充型分権の類型に属しているのではないかと指摘している。また都道府県—市町村関係に適用すると、曾我が「都道府県と市町村は異なる政策領域を担う。」と指摘しているように、都道府県—市町村間の集権・分権関係については、国—地方の関係と比べると、それほど融合的ではないように思われる。

次に、上で整理した分権に関する2つの側面及び分権に関する2つのレベルをクロスさせると、分権改革の4課題を設定することができる。

表：分権改革の4課題

	所掌事務拡張型分権	自由度拡充型分権
国から自治体への分権	第1の課題（(1)国から地方への権限移譲）	第3の課題（(3)国による地方への関与（広義）の縮減）
都道府県から市町村への分権	第2の課題（(2)都道府県から市町村への権限移譲）	第4の課題（(4)都道府県による市町村への関与（広義）の縮減）

その上で、これまでの第一次分権改革、第二次分権改革ではどのような分権改革が行われてきたのかを、この4課題を切り口に整理した。

新都市計画法以降の国から自治体への分権改革は、一貫して「自由度拡充型の分権」であった。そして、上記分権改革によって自治主義的都市計画が進行し、都市計画における国の役割は確実に小さくなった。今後は、国家主義的都市計画論と異なる国の役割が問われている。

また、新都市計画法以降の都道府県から市町村への分権改革は、「所掌事務拡張型」「自由度拡充型」いずれの面での改革も行われてきた。そして、分権改革により都市計画の事務に関する主体は確実に都道府県から市町村へと移行し、それに伴って都道府県の役割が、広域的又は大規模な都市計画の決定（広域事務）及び、市町村が決定する都市計画に対し広域の見地からの調整を図る役割（連絡調整事務）へと限定されてきている。都道府県の役割がどのように発揮されるか、今後注視していく必要がある。

第3章から第6章までは、第二の研究課題である、都市計画法の分権改革がどのような経過でなぜ実現されてきたのかについて明らかにした。調査方法として、第2章で区分した各時期の、その時々都市計画法改正案に反映された各種審議会の答申に着目し、政治プロセスの中で、分権化を推進する集団（地方自治政策コミュニティ）からの答申や、分権改革を押しとどめようとする集団（都市計画政策コミュニティ）からの答申等がどのように都市計画法改正案に反映され、どの政策コミュニティの意向が分権改革に影響を及ぼしたのかを明らかにした。

第3章 分権改革の時期(1)新都市計画法の成立

本章では、都市計画法の分権改革の出発点となっている新都市計画法の成立とその背景、そして課題について述べている。成立当時の時代背景や認識から、成立した新都市計画法における限界や課題を明らかにしている。

新都市計画法制定以前の都市計画制度である旧都市計画法は、都市計画が国家権力による行政として観念されているという性格を東京市区改正条例から引き継いだ。中小都市の市街化が進むにつれて、旧都市計画法の適用都市が拡大され、1933（昭和8）年に全ての市が都市計画法の適用を受けられるようになったが、国が都市計画の細かい内容に介入する仕組みは残され続けた。戦後の改革期においても、シャープ勧告や神戸勧告と比較して都市計画制度の改革は十分には行われず、都市計画の決定は国の事務であるという規定は新都市計画法まで改正されずに経過した。

新都市計画法が制定される以前の1960年代頃の状況として、元建設省都市計画課長は、旧都市計画法の抜本的改正が行われない状況でも、通牒により都市計画決定手続きにおける市町村のイニシアティブを認めた運用が行われていたと証言している。また当時の識者の認

識として、国が都市計画の決定主体である必要性はないという認識はほぼ共有されていたものの、法制度の見直しの方向性について識者の意見は異なり、国や都道府県の役割をどのように法的に位置付けるか明確に描けていなかった。当時指摘されていた都市計画制度上の課題は、都市の自治としての都市計画と広域調整の必要性、地方における都市計画の推進体制の不備、の2点であり、そのような状況の中で、都道府県や市町村へ分権することについて明確な結論が出せていなかった。

当時の各種答申をみると、第9次、第10次地方制度調査会での行政事務再配分の答申では、都市計画の決定を市町村の事務とすることを求める一方、臨時行政調査会答申では、行政事務の配分に関する改革意見の中で、都市計画の決定は拠点的な都市を除き地方公共団体に機関委任するのが適当とされ、地制調答申とは異なっていた。新都市計画法の骨格となる、建設大臣の諮問機関である宅地審議会の答申においては、関係市町村の意見をきき、都道府県知事が都市計画を決定することが妥当であるとする内容であった。

実際に成立した新都市計画法においては、都市計画決定権限は国から都道府県知事及び市町村に配分されたが、国の関与を多く残す内容となっていた。当時の建設省の認識として、都市計画決定については都道府県知事が行い、「下位の発案と上位の認可」という形で、国、都道府県、市町村が相互に補完して手続きが完結することが望ましいと考えていた。ところが、新都市計画法における都市計画決定権限の配分は建設省が考えていた形にはならなかった。自治省の主張する市町村主義との激しい折衝の末の妥協の産物として、都道府県知事と市町村とに都市計画決定権限を分担させる規定となったのである。

抜本的改正と言われる新都市計画法も、臨調答申を受けた機能分担論に基づく改革の一つに過ぎないということであった。また、「中途半端な都市計画決定権限の地方委譲」であったとする批判と「当時の諸情勢の中では大局において妥当な結論であった」とする指摘があり、その後も分権改革の議論が引き続き起こるのは必然であった。

第4章 分権改革の時期（2）行政改革としての権限委譲

本章では、新都市計画法成立以降、第一次分権改革前までの分権改革の経過及び成果について取り上げている。この時期の分権改革がなぜ軽微な成果しか生み出されなかったのかについてまとめている。

新都市計画法制定後、地方制度調査会は、第17次以降第21次にわたり、国から地方への行政事務の再配分の必要性を答申し、その中で都市計画についても権限移譲の推進を指摘していたが、当時の新都市計画法との乖離は大きかった。

1980年代以降に始まった行政改革の流れの中では、都市計画法の分権も取り上げられ、臨時行政調査会（第2臨調）を受けた臨時行政改革推進審議会（第1次行革審）での検討、答申を経て、地方公共団体に対する国の関与の整理合理化を目的とする法改正が行われ、都市計画法も改正された。新都市計画法成立以降で地方分権関連の改正が実行されたのはこれが最初であった。続く臨時行政改革推進審議会（第2次行革審）では、都市計画分野での個別具体的な見直しが答申され、第21次地制調答申の内容と比較するとかなり小幅なものとなっていたものの、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化を目的とする法改正が行われ、都市計画法も改正された。また、第2次行革審答申を受けて第23次地制調にて中核市制度の創設が答申され、都市計画分野でも一部事務が中核市の長まで権限移譲が行われた。そして、臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）では、都市計画分野への導入も視野に入れられていた地方分権特例制度が挫折し、具体的な分権改革の成果は乏しかったが、最終答申でその後の分権改革の行程を具体的に示した点、また、分権改革への社会的な認識

を広げたという点で大きな役割を果たした。

この時期、政府による行政改革の流れとは別に、当時建設省にて独自に分権改革が進められた。1970～1980年代に市町村による「まちづくり」の活動が広がり、市町村が都市計画、まちづくりに対して経験と実力を蓄積してきた。このような市町村の取り組み・実績を受ける形で、住民に身近な地区レベルの計画を定める新たな都市計画として「地区計画」制度が創設された。「地区レベル」「市町村主体」「住民意見の反映」をうたった都市計画制度が創設されたことは画期的な出来事であった。また、建設大臣の諮問機関である都市計画中央審議会の1991年答申に分権改革に関する内容が盛り込まれ、1992（平成4）年には分権改革を含む都市計画法改正を行った。しかし、分権改革の成果としては依然として非常に小規模なものであった。

この時期の分権改革が、行政改革の流れの一環として取り組まれてきたため、この時期の改革の中心テーマとはなっておらず、分権改革自体も大幅なものとはならなかった。地方自治政策コミュニティの意向はこの時期の改革には反映されなかった。都市計画分野においても同様であり、その結果として改革の範囲自体は全体的に軽微で、機関委任事務を基本とする国の関与の仕組みにはほとんど手が加えられなかった。当時、市町村レベルを重視した都市計画制度が発展した一方で、分権改革の内容は不徹底で、新都市計画法成立以来の基本的枠組みに変化がなかった。その象徴的事例として、阪神淡路大震災時の神戸市の対応について取り上げた。当時の神戸市が住民不在により性急に都市計画決定を強行した背景として、高寄は、被災自治体が権限を持たず、選択の自由がなかったという同情すべき事情があったと指摘している。

このように、この時期、市町村の都市計画の実態と法制度とのギャップがより大きくなり、それが一層の分権改革を求める動きへとつながっていく。

第5章 分権改革の時期（3）第一次分権改革期

本章では、都市計画分野に関する第一次分権改革の経過についてまとめ、なぜ分権改革の成果を生み出すことができたのかについてまとめている。

地方分権の推進に関する決議から地方分権推進法公布、地方分権推進委員会での検討を経て、第一次、第二次勧告に都市計画関連の勧告が盛り込まれた。建設省は当時、地方分権推進委員会と連携した動きを見せていた。地方分権推進委員会での検討と並行して、地方分権に関する検討を建設大臣の諮問機関である都市計画中央審議会に行わせ、その中間取りまとめの内容については、地方分権推進委員会勧告と調整がなされたものとなっていた。そして、そのことが勧告の内容が着実に実行された理由だったとして評価する意見、及び「霞が関ルール」を遵守せざるを得ない分権委員会の限界であったとする意見をそれぞれ取り上げた。その上で、分権委員会勧告の内容に基づき実現した、都市計画法の権限移譲の内容についてまとめた。また、地方分権一括法による機関委任事務の廃止等の都市計画法の改正内容についてもまとめている。

第一次分権改革期の、都市計画分野での分権改革の内容は、「機関委任事務から自治事務への変更」「都道府県から指定都市、特例市、市町村への権限移譲」「国及び都道府県の関与の範囲の縮減化」「都道府県に対する国の、市町村に対する都道府県の関与の方法の見直し」の4点にまとめられる。第一次分権改革において都市計画分野は最も成果が上がった分野であると評価する意見がある。一方で分権改革によっても実態上の変化がないとする指摘も多く、その指摘の理由として、国による「都市計画決定に対する同意」「都市計画決定の指示、代行」「財源コントロール」に変化がなかった点を挙げている。また都市計画分野に

限らず、第一次分権改革そのものに限界があり、実態に大きな変化をもたらす改革ではなく実態に合わせるまでの改革であったとする指摘は多い。

第一次分権改革以後も、建設省主導による都市計画分野独自の分権改革の動きがあった。地方分権一括法直前の都市計画中央審議会答申では、更なる分権改革に関する内容についてまとめられ、答申の内容を受けて2000（平成12）年に都市計画法が改正された。建設省独自の分権改革の成果としては比較的大きかった。第一次分権改革から2000年都市計画法改正までの建設省の動きからは、守るべきものは守りつつも、市町村に権限移譲できるものは移譲していこうとする姿勢は感じられ、そのことが一定の分権改革の進展につながった。

第6章 分権改革の時期（4）第二次分権改革期

本章では、都市計画分野の分権改革について、地方分権一括法施行以降から第二次分権改革期までの経過についてまとめ、この時期に大きな分権改革の成果を残した要因についてまとめている。

地方分権一括法施行後、都市計画分野においては、地方分権の流れとは異なる独自の改正が行われていた。地方部における都市機能の拡散と中心市街地の空洞化に対応するため、広域行政主体である都道府県の役割を重視する答申が社会資本整備審議会から出され、一部の都市計画の決定主体を市町村から都道府県に変更し、都道府県の役割を強化する都市計画法改正が2006（平成18）年に行われた。新都市計画法以降現在までの間、都市計画の権限に関する市町村から都道府県への逆移譲の改正は、この改正のみである。都市計画において都道府県による広域調整の役割を重視する考え方は、当時の都市計画の実務家、研究者に見られた主張であった。

政府レベルの取り組みとして、都市計画の法制度が再び大きな分権改革への動きを見せるのは、地方分権改革推進法成立以降のことである。地方分権改革推進委員会設置後、都市計画分野についても審議され、都市計画分野については、第1次勧告、義務付け・枠付けの見直しに係る第2次勧告及び第3次勧告に盛り込まれた。第3次勧告における都市計画法についての見直し勧告は、広範かつ精緻なものとなっていた。

第3次勧告が出される前の2009（平成21）年9月の衆議院総選挙により、自民党を第一党とする連立政権に代わって民主党を第一党とする三党連立政権が誕生した。民主党連立政権は、地方分権改革推進計画の策定を前倒しし、第1次一括法により都市計画法についても義務づけの見直しが行われた。その後の地域主権戦略大綱でも、都市計画について「義務付け・枠付けの見直し」「基礎自治体への権限移譲」が大幅に盛り込まれ、これを受けた第2次一括法により都市計画法が改正された。さらに、その後の第3次見直しにおける都市計画分野の提案項目についてまとめられ、自公連立政権へ政権交代後、第4次見直しとして、その後の第3次一括法により都市計画法が改正された。

また、地方分権改革推進委員会勧告とは別の、大都市制度を再検討する動きが見られた。第30次地方制度調査会における大都市制度の見直し及び都市計画に関する事務移譲の提言を受けて、都市計画法の指定都市への分権改革が第4次一括法で改正された。

この当時、国交省の諮問機関である都市計画制度小委員会では、都市計画における分権化の徹底と全体の調和の議題で審議が行われた。地方分権改革推進委員会が第1次、第2次勧告を出し、都市計画分野の改革内容が具体的になってきた頃であった。審議会事務局である国交省の発言からは、地方分権改革委員会の勧告とは異なる意見であったことがうかがえる。しかし、結果として、ここでの審議は分権改革の流れに反映されなかった。国交省の意向が反映されず第1次一括法が成立し、これに対応する形で、国交省は技術的助言である都市計

画法運用指針の改正を行った。第二次分権改革においては、国交省官僚を中心とする都市計画政策コミュニティは、地方分権改革推進委員会の勧告内容に関与することができず、また都市計画制度小委員会等の審議会によって分権改革の内容をコントロールすることができなかった。それが第一次分権改革の時との最も大きな違いであると言える。

第二次分権改革の都市計画分野での分権改革の内容は、「(1)都道府県から市町村、指定都市への権限移譲」「(2)国の関与の範囲の縮減化」「(3)市町村に対する都道府県の関与の方法の見直し」「(4)都市計画に関する義務付けの見直し」の4点にまとめられる。特に(1)(2)による分権改革の範囲は大きく、第二次分権改革の都市計画分野における成果は、第一次分権改革の時と比較して更に進展したと言えることができる。また、特に市に対して一層の分権化が進んだ。地方分権改革推進法では首相の勧告尊重義務に関する規定が削除された結果、地方分権改革推進委員会は霞が関ルールにとらわれずに改革案の立案に専心した。その代わりに、改革案が実現する見込み、後ろ盾はないものとなった。しかしちょうどその時に、民主党連立政権への政権交代が起こり、「地域主権改革」をマニフェストに掲げる民主党連立政権が、政治主導により分権改革委員会勧告の実現を迫り、第二次分権改革の流れを決定づけたのである。政治主導による改革の成果について、西尾勝は「大変な実現率」であったと評価している。また、第一次分権改革の時とは違い、改革案の作成に国土交通省は関わることができず、国土交通省の意向が反映されない分権改革が実現した。

第二次分権改革については、都道府県や、都道府県の役割を重視する都市計画研究者には必ずしも評価されていない。ただ、第二次分権改革の成果に対する研究者の論評は、第一次分権改革の時と比較すると、評価、批判いずれも少なく、都市計画の研究者からは表面上関心が持たれなかったと言える。

第7章 結論と今後の展望

本章では、本論文による研究課題をまとめると共に、第二次分権改革後、新たな段階に入った分権改革の取り組み状況についてふれた後、今後分権改革の先に求められるものは何かについて論じている。

「7-1 研究課題(RQ)に対するまとめ」では、第2章から第6章までに明らかにしてきた、2点の研究課題に対するまとめについて整理し述べている。

「7-2 新たな段階における都市計画の分権改革」では、第二次分権改革以降の時期における都市計画の分権改革の経過についてふれている。2013(平成25)年に設置された地方分権改革有識者会議は、第二次分権改革以降の改革の推進手法として、これまでの国主導の短期集中型の改革スタイルから息の長い取組を行う改革スタイルへの転換、また「提案募集方式」「手挙げ方式」導入を提言した。そして2014(平成26)年度より、「提案募集方式」による、都市計画分野での分権改革の提案及び現在までの改革が始められた。都市計画分野での分権改革は軽易な項目が多かったが、令和元年度には、第二次分権改革では一般市までとされた、都市計画決定における「都道府県知事の同意の廃止」が町村決定都市計画にまで拡大されたという大きな成果に結実している。提案募集方式により都市計画の分権改革が着実に進められていくか、今後、その成果や経過を詳細に検討することにより評価が行われていくと思われる。

「7-3 分権改革によって得られたもの」では、分権改革は新たな段階を迎え、法制度改革を積極的に実施する段階から、新たな法制度を運用し、改革の地域社会に与えた効果、実績を積み上げ、また新たな課題を発見する段階に移行していると述べている。分権改革の成果を自治体がどのように活用しているか、それによって自治体がこれまで得られなかった

効果を新たに得ることができているか、それが今後着目すべき課題であると考えられる。

この点については今後の課題としたいが、本論文においては、分権改革の成果を活用し新たな効果を得ていると認められる事例として、最近の横浜市の都市計画行政から、区域区分（線引き）の見直しの事例について取り上げた。区域区分（線引き）の都市計画決定権者が分権改革で神奈川県から横浜市に移譲され、市町村が都市計画の決定主体になり、これまでとは異なる（これまでできなかった）方法や内容の都市計画を決定した事例が出てきていることは特筆に値する。

「7-4 都市計画の分権改革の先に」では、ここまで見てきた日本の都市計画法における分権改革の成果をふまえて、都市計画の分権改革は何が課題として残り、これから何を検討の対象として見ていくべきか、筆者の考えをまとめた。「7-4-1 都市計画分野の残された課題」では、地方分権改革有識者会議が指摘した、都市計画分野で残された課題についてふれている。「7-4-2 改めて、受け皿論の検討を」では、都市計画分野において一定程度の分権改革が進んだ現状では、改めて、市町村にどのような体制整備が必要かについて目を向ける必要があると論じ、市町村の組織体制を始めとして、都市計画分野における受け皿検討の視点を具体的に複数提示している。「7-4-3 今後の都道府県の役割は」では、都道府県の都市計画決定権限が減少した中での今後の都道府県の役割について、「広域調整」「市町村の技術的支援」の視点から筆者の考えを論じ、これからあるべき法制度を模索していかなければならないと論じている。「7-4-4 今後の国の役割は」では、今後の都市計画における国の役割について、「都市計画法制度の創設、改正」「自治体への技術的助言」「個別の都市計画決定への関与」「都市計画の情報センター」の視点から筆者の考えを論じている。

分権により、基礎自治体である市町村が都市計画を立案し実行し運用することができるようになった。各市町村の実力が試されていると言える。今後は、これまで目指されてきた、補完性の原理の実現としての分権を求める段階から、さらに踏み込んで、都市空間に望ましい成果をもたらすための分権の段階へと移行していかなければならない。そのためには、「市町村が策定した都市計画（の方）が地域にとって望ましい都市空間をもたらす」ということを立証する必要がある。もし、市町村には空間的・都市計画「技術」的に望ましい都市計画を決定することはできず、望ましい都市空間を作り出すことができていないのであれば、地方分権は工学技術としての都市計画にとって後退を意味する。これからの分権後の時代には、市町村が決定した都市計画がその後見直しされる「失敗」事例も多く現れるかもしれない。しかしそれを国や都道府県の後見的関与により未然に予防しようとするのではなく、市町村自らが認識し、是正していく力をつけることが重要ではないか。そして、市町村の都市計画が適切に運用されるよう、都市計画の研究者、専門家が支援していく役割も重要になるであろう。